

沖縄県内初の福祉型児童発達支援センター

児童発達支援事業は、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」とそれ以外の「児童発達支援事業」に分かれ、さらに児童発達支援センターには「福祉型」と「医療型」の2種類があります。

施設の持つ専門機能を活かして、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる保育園などへの援助・助言を行うなど、施設に通う子どもたちのケア以外の役割も担う施設です。

Q1.どのような児童が利用できるの？

A.発達に気になる子どもやその家族

(※日中の活動(療育)を利用するには、福祉課障害者福祉係での手続きが必要になります。)

Q2.どのようなサービスが受けられるの？

A.①日常生活における基本的な動作の指導

②知識技能の付与

③集団生活への適応訓練 など

また、家族の日々の疲れを取ってもらう“レスパイトケア”としての役割も担っています。

児童発達支援センターは、障がいのある子どもが通う保育園などを訪問したり、発達に心配を抱える地域の保護者の相談を受けたりする地域支援も行います。

Q3.どのようなスタッフがいますの？

A.嘱託医(1名)、児童発達支援管理責任者(1名)、児童指導員(4名)、保育士(5名)、臨床心理士(1名)、作業療法士(2名)、言語聴覚士(1名)、管理栄養士(1名)など、専門のスタッフがチームとなり療育支援を行います。

※児童指導員(4名内 社会福祉士3名、養護教諭 1名)

※相談員(4名内 社会福祉士1名)

こどもの願い・家族の思い・地域のつながりを実現します。

第2次支援機関として、中核的な役割を持つ「児童発達支援センター」が専門的支援のノウハウを提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の「質の担保」と「量的」な拡大につながることが期待されています。

こども発達支援センター ココイク 定員30名(放課後等デイサービス6名含む)

平成30年
5月開所

機能1〈療育・訓練〉

- 日常生活における基本的な動作の指導
- 知識技能の付与
- 集団生活への適応訓練 等

機能2〈相談支援事業〉

- 子育ての困りごとや喜びを共有し、個々の能力に沿ったサービスの活用を提案します。

機能3〈保育所等訪問支援事業〉

- 集団生活への適応支援
専門員が保育所や幼稚園等を訪問し、関わりのあり方を共に考えます。

機能4〈家族支援・地域支援〉

- 家族・地域の学び・つながりをサポートします。
- 地域事業所等への専門支援のノウハウを提供します。



施設外観



施設外観



施設外観